# 「障害」を「障がい」と表記することについて(指針)

## 目的

○ 山口市では、障がいのある人の思いを大切にし、市民の障がいへの 理解を深めていくため、マイナスイメージが強い「害」の字をでき るだけ用いないで、「障がい」と表記する。

## 取り扱いの原則

- 「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、 「害」の字を平仮名で表記することとする。
- ※ この指針の制定後も引き続き、「障害」と表記する場合
  - ・ 法令、条例、規則、訓令等の例規文書(ただし、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・市の組織名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、「障がい」と表記することを基本とする。)
  - ・ 団体名などの固有名詞
  - ・ 医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
  - ・他の文書や法令等を引用する場合
  - ・ その他漢字使用が適切と認められる場合

### 対象とする文書

- ※ 原則として、平成26年4月1日以降、新たに作成・発出する文書 等
- ※ なお、平成26年4月1日を待たずに、できるものから「障がい」 と表記することに改めていく。
- ※ 既存の様式等の文書及び表記の変更に事務処理システムの変更等を 伴うものについては、順次表記を変更することとする。
- ※ 条例又は規則の改正を伴うものは、他の改正を行う際に併せて表記 の変更を行うこととする。

### 実施機関

- 市長部局
- 行政委員会等に対しては、同様に取り扱うことへの協力を求める。